

平成27年度第2回出雲市入札制度等監視委員会

議事概要（ホームページ公表用）

開催日及び場所	平成27年11月20日（金）15時00分～17時00分 出雲市役所5階 入札室		
委員	委員長 河原 莊一郎（松江工業高等専門学校教授） 委員 野村 泰弘（島根大学大学院法務研究科教授） 山本 樹（弁護士） 横田 笑子（税理士） 遠藤 泰夫（出雲市自治会連合会会長） 《欠席》		
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日		
報告事項	（1）入札方式別発注工事の状況について （2）指名停止の運用状況について （3）低入札価格調査制度の運用状況について （4）苦情処理の運用状況について （5）その他		
審議事項	抽出案件（3件）	備 考	
	一般競争入札（簡易型）	1. 第三中学校南校舎他電気設備工事	抽出の考え方 （抽出担当：野村委員） ・今回は、応札件数と落札率に着目し抽出した。
	一般競争入札（簡易型）	2. 西野小学校屋内運動場解体工事	①応札件数が多く、落札率が高いもの。 ②応札件数が少なく、落札率が高いもの。 ③指名数を分母として応札件数が少なく、落札率が高いもの。
	指名競争入札	3. 城川石場線道路改良工事に伴う浄化槽移設工事	
	一般競争入札（簡易型）	2. 平田消防署庁舎電気設備工事	前回判断を保留した案件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申または勧告の内容	なし		

【報告事項について】	
(1) 入札方式別発注工事の状況について	
(2) 指名停止の運用状況について	
(3) 低入札価格調査制度の運用状況について	
(4) 苦情処理の運用状況について	
(5) その他	
意見・質問	回 答
① (1)～(5) 特になし	① -
【審議事項について】(前回判断を保留した案件)	
2) 平田消防署庁舎電気設備工事	
意見・質問	回 答
<p>① いろいろ分析していただいたが、確認結果というところに結論が出ているが、疑問を持ったところの①、②はわかるが、③のところ、製品の割合が大きいということは、結局、市の設計が価格の上昇に追いついていないのではないかと感じられるがその点はいかがか。</p> <p>電気工事は大体落札率が高いが、今後の見通しとして同種の入札があった場合に、またこういうことが起こり得るのか。</p>	<p>① 普通の営繕の基礎に載っていないものについては、業者見積もりをとり設計している。</p> <p>設計時と、業者が実際に入札時に見積もりをするまでには期間があるので、時期の経過により製品の値上がりがあることも考えられる。</p> <p>もう1点は、見積もりを徴したものをもとに若干厳しく積算した部分はあったかもしれない。</p> <p>それは、比較的製品が多い部分において、業者の方が高い比率となっている項目数が多いということは、市が少し厳しく見積額から設計額を割り出したところがあったかもしれない。</p> <p>しかし、過去の実績や経験をもとに積算しているので、無理な設計をしたとは考えていない。</p> <p>今回の発電機設置のような事例はめったにないが、入札実績を踏まえながら見積もりの徴取の仕方や設計額について精査していく考えである。</p> <p>見積もりの徴取においては、市内だけではなく、近隣のものも入手し設計している。</p>

<p>競争が行われている点については理解できた。</p>	<p>こういった規模のものはたびたび発生するものではない。同じような傾向の入札が無いとも言えないが、比較的珍しいパターンの結果であると考えている。</p> <p>電気工事については、落札率が比較的高いところで安定しているが、決して市が積算を抑制しているのではなく、適正に設計した結果が、業者の方の見積もりも同じ金額であったと考えている。今回は1者だけが100パーセントでそれ以外が全て上回ったという極めて珍しい事例だと考えている。</p>
<p>②設計段階で見積もりを徴取するときは、業者に対してはどのような前提で見積もりを作ってもらえるのか。設計に使うという前提で見積もりをとるのか、特に（前提を）オープンになっていないのか、直接契約もあり得るという認識で提出するのか。</p>	<p>②その業者と契約ありきという見積もりではない。数者に見積もりを提出してもらい比較する。</p> <p>基本的には設計のための見積もりとして依頼している。</p>

【審議事項について】

1) 第三中学校南校舎他電気設備工事

意見・質問	回答
<p>①先ほど説明していただいた、前回（継続審議事項）のその2と同じような電気工事で、こちらも入札が11者と多かったが、今回は逆に全て設計額以内であるということであったが、今の説明で納得した。</p>	<p>11者が入札を行ったが、一番金額の高い業者でも入札書比較価格（設計額）よりも少し低い金額であった。いずれの業者も同じような金額を入れており、落札率が高いといわれるのは業者の方の積算額が市の設計額に近いところであったことが原因と考えている。</p>

<p>②入札の金額は、業者の方が見積もることができる基準のようなものは公表されているのか。</p> <p>数字が似ているので、どうやってこんなに近い金額を出すのかと思った。</p>	<p>②設計については、製品に対する取り付け費、労務費の基準というのは国が定めているものがあり、その基準に従って設計している。共通費についても、考え方は公表されているので、基本的には大部分公表されているものを使って設計している。</p> <p>入札の公告や指名をするときには、設計書の金額を除いて、項目や数量等を提示している。市は、施工するときの考え方を示し、それを承知して業者の方は設計される。単価や率を入れることにより各業者が見積もり金額を算出できるようになっている。</p> <p>基本的な考え方や積算の項目を示しているので、似たような数字になろうかと思う。</p>
<p>③入札希望価格の開示がなかったとしても、大体業者としてはこういう金額が出てくるのか。</p>	<p>③それは可能だと思う。本来入札希望価格を提示する必要は全くなく、参考程度の価格である。</p> <p>島根県のように設計額を公表している自治体もある。一方、国からは設計額を事前に示すことは好ましくないという指導されている。</p> <p>したがって、設計額と最低制限価格の範囲内で入札希望価格を示している。名称が希望価格であるが、その金額で入札してほしいということではなくて、参考金額ということである。</p>
<p>④今回、入札希望価格は示されていないのか。</p>	<p>④入札公告に示している。</p>
<p>⑤国は予定価格を事前に出さないでほしいということであるが、入札希望価格を代わりに出してほしいということでもなくて、何も出さないのか。</p>	<p>⑤本当はそれが一番よい。</p>
<p>⑥一般競争入札簡易型の場合、最低のライン（最低制限価格）はあったか。</p>	<p>⑥最低制限価格ではなく調査基準価格を設けている。この金額を下回ると低入札となり、業者から資料提出を求める。その入札金額で市と契約した場合でも適正な品質の工事・設備ができることが説明され、それを確認できれば契約している。</p> <p>説明できない場合や、（低入札の場合は、厳しい技術者配置などの条件を求</p>

<p>調査基準価格は公表していないのか。</p> <p>先ほどの低入札の例では85パーセントぐらいであったが。</p>	<p>めているが)、低入札の場合の条件を満たすことができなければ契約をしない。</p> <p>報告事項の(3)低入札価格調査制度の運用状況においては、技術者も配置できるし、安価な理由は自社の機械を使用するなどの理由をあげており、それが妥当だということで契約した。</p> <p>公表していない。</p> <p>調査基準価格は計算によって求めている。この額は、設計額における直接工事費や管理費の割合によって上下する。</p>
<p>⑦一般管理費の判断基準比率は30%と書いてあるが、必ずしも30%ではないのか。</p>	<p>⑦低入札に該当するかどうかの判断をするときの一般管理費の基準は30%である。最低この金額を上回らなければならない。</p> <p>(数値的判断基準のうち) どれか一つの項目でも判断基準額より低ければ、適切な見積もりではないということで契約しないという判断をする。これは調査基準価格の比率とは異なる。</p>
<p>⑧各項目の比率によって掛け算し、足していくので工事によって(比率が)変わってくるということか。</p>	<p>⑧低入札価格調査の数値的判断基準比率と調査基準価格の率は異なる。</p> <p>調査基準価格の率は判断基準の率よりも高い。調査基準価格は、直接工事費95、共通仮設費90、現場管理費80、一般管理費55という率で調査基準価格を算出している。</p> <p>低入札の場合に最低限の判断をするときには、数値的判断基準で判断している。</p>
<p>⑨その最低限の率というのは国が決められているのか。</p>	<p>⑨公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)という国や関係機関で構成する団体で決められたモデルの数字である。</p> <p>この制度を導入していない自治体もあるが、導入しているところは、ほぼこの数字を使っている。</p>

2) 西野小学校屋内運動場解体工事	
意見・質問	回 答
<p>①入札参加資格に、特A級であることとあるが、この条件を満たす会社はどのくらいあるのか。</p> <p>業者は結構あるのに入札が1者だけというのは、不思議な感じがしないでもない。</p> <p>解体工事は応札件数が少ないのか。</p> <p>特に、入札に対するプレッシャーがかかって入札しないとかいうことは無いとみてよいか。次は誰々に落札してもらおうとして、皆入札を控えるとかいうことは無いとみてよろしいか。</p> <p>1者となると、談合はなかったのだろうかという心配をする。競争が保たれていることがわかればよいのだが。</p>	<p>①市内特A級は43社ある。</p> <p>業者はたくさんあるので、もう少し応札があってもよいと思うが、なぜ1者か原因はわからない。地区ごとに業者の登録があるが、(工事場所の)斐川地区に4者あるのももう少し応札があってもよかったのではと思う。</p> <p>発注工事一覧表のNo.52の旧平田学校給食センター解体工事においても、応札2社であり、解体工事は応札が少ない傾向がみられる。</p> <p>大体少ない。</p> <p>解体については、過去の解体の実績を求めているが、解体工事は頻繁にあるものではない。床面積の2分の1以上の実績を求めており、大きくなればなるほど経験がある業者が限られてくる。</p> <p>1者であり比較のしようもないが、そういった(談合の)情報が入ってきたということはない。</p> <p>提出していただいた内訳書を確認したうえで、落札と決定している。いい加減な金額であれば、あやしいと思うが、きちんとした積算がされたものであれば、正しく入札されたものであると判断している。</p> <p>現場は、廻りを校舎に囲まれている。工期が5月26日から8月20日であるので、大部分、学校がやっている期間に施工しなければならない。昨年度も学校の屋体を解体しているが、このときは夏休みを中心に行っている。今回は解体後、増改築の工事があるため、一刻も早く取り除かなければならないため、学期中に着手した。</p>

<p>何者かあればよいが、1者のときに、他の入札参加資格のある業者がなぜ入札しなかったのかということ調べたことはあるのか。</p>	<p>したがって、一層、音や振動、埃の問題、安全性に十分気をつけなければならなかったことと、夏休み中も学校の都合により工事を中止せざるを得ないことも想定される。工事としては、作るときよりも壊すときのほうが音も振動も大きくなることや、広いところで行う解体よりも気をつけなければならぬことも多くあるため、応札者が少なかったということも考えられる。</p> <p>なぜ応札しなかったかという調査はしたことがない。</p>
<p>②指名競争入札の場合は辞退の場合に理由をいうのか。</p>	<p>②特に理由は求めている。意思として辞退という札を入れられる場合もあれば、札を入れずに結果的に入札辞退となる場合もある。それに対してどういう理由かということ聞いたことはない。</p>
<p>③最初は特A級の資格を持っている会社がほとんどないと思って訊ねた。結構登録数があり、解体専門の技術があるのに、入札しないのはなぜか不思議に思った。前回のケースと違って説明はしにくいだろうとは思っている。</p>	
<p>④建築の関係の解体であるが、斐川地区の4者を見ると、他の業者は建築の技術者数が応札業者と比較すると少ない。</p> <p>⑤他の地区の解体工事に応札する業者はないのか。</p> <p>この業者は、2人しか建築技術者はいない。</p> <p>建築技術者として求める資格は建築施工管理技士とか建築士か。</p>	<p>④そのあたりも影響している可能性もある。他の工事を受注していて、そちらに技術者を配置していれば、この工事に技術者を配置することができないということもある。</p> <p>⑤ある。先ほどの旧平田学校給食センター解体工事は、旧出雲市内の業者が落札している。</p> <p>求めているのは、1級又は2級の、建築施工管理技士又は建築士。</p>

3) 城川石場線道路改良工事に伴う浄化槽移設工事

意見・質問	回 答
<p>① 指名業者が多い割には入札が少ないということはどういうことか。応札3者であり金額も変わらず、2者は同じ金額である。</p>	<p>① 指名業者はAランク25者と、Bランクの当該地区を含む第3グループの11者と合わせ36者を指名している。</p> <p>発注工事一覧表（資料4ページ）において同様の浄化槽工事をいくつか掲載している。それぞれ指名数と応札数の関係を見ると指名数34、35者に対して、応札数3、4者であり、同様の状況がみられる。</p> <p>指名は、A級と工事をする場所のグループを合計して機械的に指名している。この中から選んでということではなく全者を指名するため指名数が極端に多くなっている。</p> <p>指名を受けても地区が広いので、距離があったりするとあまり参加されないということも起こっている。そのため応札の数が3、4者であり、肥大した指名の数の割には参加者が少ない。業者へは機会均等の意味を込めて指名するというにしている。それに応えていただけているのが常に3者か4者程度というのが実態である。</p> <p>（落札率が高いこと等について）</p> <p>入札後は予定価格と内訳書を公表している。今回の工事は通常の浄化槽設置工事とほぼ同じような工事である。そうしたことから特に積算額が違うということもなく、市が設計する額に近い額で業者の方も見積もりをすることができるような工種であると判断している。</p> <p>新しい浄化槽を設置して古い浄化槽を処分するという工事であり、ほとんどが製品の価格と手間賃である。</p>

<p>②電気工事のときも機械自体の価格がほとんどの割合を占めるから、あまり差がでない、落札率が高いということであったが、それと同じようなことか。</p> <p>③入札している業者が、ランク表の第3グループに3者ならんでいる。</p> <p>第3グループが特に入札しやすいということはないか。</p> <p>④入札しているのが、ランクがB級の3者だけであるが、A級もB級も工事資格があるような工事は、B級の業者しか入札しないのか。</p> <p>⑤応札数が少ないが時期的なものがあるのか。</p>	<p>それと、市の見積もりと同じような形で見積もることができる工種であるということである。</p> <p>一般的な技術でできるもので、過去にも例がたくさんあるということから、過去の例と比較して同じような金額で積算できると考えている。</p> <p>③たまたまである。</p> <p>そういうことではない。佐田が工事場所であるので、佐田を含む第3グループの業者を指名している。</p> <p>④B級が多いかもしれないが、決してA級がやらないということではない。</p> <p>資料4ページに記載している浄化槽工事においてもA級の業者が落札している。</p> <p>⑤時期的な傾向は特にはない。</p>
---	---